

一般派遣社員の特別条項付き協定の内容について（別紙）

一般社員については下記のとおり協定する。

時間外労働をさせる必要のある具体的事由	①取引先からの急激な受注により、納期がひっ迫したとき ②納期の集中により、納期がひっ迫したとき
延長する場合の手続き	労使の協議を経て合意を得る
業務の種類	事務用機器操作、コールセンター業務、技術開発
労働者数	100人
所定労働時間	一日8時間・一週40時間
延長することができる時間	一日6時間 一ヶ月70時間以内（起算日毎月1日）の回数は年6回迄とする。 45時間以下の回数は年6回とし、一年の合計は600時間以内とする。 （この場合の割増賃金率は、1か月45時間を越えた場合は25%、1年360時間を越えた場合は25%とする。）起算日4月1日
その他（休日労働）	所定休日に出勤させる場合、前以て派遣労働者に了解を得てから就業させるものとする。
期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
協定の成立年月日	平成29年2月21日
	労働者の過半数を代表する者の職名 管理部員
	氏名 多田 弘美
	使用者 会社名 株式会社サプル 札幌支店
	氏名 支店長 齋藤 伸一



平成29年2月21日

札幌中央 労働基準監督署長殿